## 第3次愛西市行政改革大綱の策定に係る方針(案)

第2次愛西市行政改革大綱(以下「第2次行革大綱」という。)の計画期間が令和3年度までとなっているため、令和3年度間に、第3次愛西市行政改革大綱(以下「第3次行革大綱」という。)を策定する必要があります。

つきましては、次に掲げる3点の確認事項における「市の考え方」に対する皆様のご意見をお聞かせください。

## 確認事項①:計画期間について

【市の考え方】

令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

第2次行革大綱は、第2次愛西市総合計画(以下「総合計画」という。)に位置付けた、 これからの地域づくりや市民の豊かな暮らしの実現に向けた事業を推進するために、行政改 革の取組方向や具体的な取組を取りまとめた計画であり、総合計画と同時に策定されました。 総合計画は、令和7年度までの計画期間となっておりますが、第3次行革大綱と同様、令 和3年度間において、後期計画の策定を進めてまいります。

市としましては、第3次行革大綱は、第2次行革大綱に引続き、総合計画に掲げる目標の 達成に向けた取組を推進していくための計画として位置付けていくこととし、総合計画の計 画期間と整合を図ることが望ましいと考えております。

第2次愛西市総合計画の計画期間 【平成30年度から令和7年度】

前期計画:平成30年度から令和3年度 後期計画:令和4年度から令和7年度

# 確認事項②:行政改革の取組方向について

【市の考え方】

行政改革の基本理念及び目標を次のとおり定める。

基本理念:「経営型行政運営のさらなる推進」~市民から信頼される、安定した行財政運営~

目 標:「第2次総合計画を推進する行財政体制の確立」

確認事項①で説明したとおり、第3次行革大綱は、総合計画と整合を図っていきたいと考えております。令和3年度間において、総合計画の後期計画策定を進めてまいりますが、将来都市像や、まちづくりの基本理念といった基本構想の変更は想定していないため、第3次行革大綱においても、基本理念及び目標については、第2次行革大綱を踏襲し、変更する予定はありません。

(裏面に続く)

### 確認事項③:行政改革の取組事項について

#### 【市の考え方】

次に掲げる主要取組事項を10本の柱として位置付け、体系的に取組を推進する。

- ①市民などとの連携・協働
- ②民間活力の活用
- ③事務事業の見直し
- ④市外郭団体、特別会計・公営企業の健全経営
- ⑤市有財産の適下管理
- ⑥「地方分権改革」や「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」の推進と自治体間の連携
- ⑦人材の育成・活用、職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進
- 8組織の活性化
- 9定員の適正管理
- ⑩健全で持続可能な財政基盤の確立

行政改革を推進する取組については、継続性が重要であることから、第3次行革大綱における主要取組事項についても、第2次行革大綱で掲げた 10本の柱を基本としつつ、社会情勢の変化に対応することができるよう、各柱に位置付けた個別取組事項の内容について精査していきます。

内容を精査するにあたり、SDG s\*1の達成に向けた取組の推進や、AI\*2等の未来技術の導入による市民サービスの向上、業務効率化に資する取組について、新たな視点として検討したいと考えております。

- ※1: Sustainable Development Goals の略で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、国連サミットで 採択された国際社会全体の17の開発目標のこと。
- ※2:人工知能。言語の理解や推論、問題解決など、知的行動を人間に代わりコンピュータに行わせる技術のこと。

# 第3次行革大綱策定スケジュールについて

令和3年度間に、3回の愛西市行政改革推進委員会(以下「推進委員会」という。)を開催させていただく予定です。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

### • 第1回推進委員会(令和3年7月頃)

皆様からいただいた確認事項に対するご意見を参考にして、第3次行革大綱(素案)を 策定させていただきます。策定した第3次行革大綱(素案)の内容等について協議してい ただく予定です。

#### • 第2回推進委員会(令和3年11月頃)

第1回推進委員会で協議していただいた内容を反映させた、第3次行革大綱(案)を策定させていただきます。策定した第3次行革大綱(案)の内容等について協議していただく予定です。

#### • 第3回推進委員会(令和4年2月頃)

第2回推進委員会で協議していただいた内容を反映させた、第3次行革大綱(案)について、市民等の皆様からご意見をいただくために、パブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメント結果に基づく協議の後、最終的に市長に提出していただく答申書(案)について協議していただく予定です。